

公 募 公 告

令和3年11月29日

厚生労働省所管国有財産部局長
神奈川労働局長 川口 達三

下記のとおり、公募に付します。

記

1. 公募に付する事項

件 名 藤沢労働総合庁舎における飲料用自動販売機設置業務（1階）
募 集 数 1者

2. 設置対象施設の概要

所 在 地 藤沢市朝日町5-12
施 設 名 称 藤沢労働総合庁舎
施設利用者数 約900人/日（見込み）
設 置 面 積 0.69㎡（1階）

3. 営業条件等

営業の目的 藤沢労働総合庁舎利用者の利便性の向上を目的とし、安全で良質な飲料水の提供を行う施設として設置する。
使 用 料 令和4年4月1日に確定（※毎年度変更が行われる。）
（参考）令和3年度使用料 18,642円（消費税額含む）
使用許可期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日
年度単位の更新とし、初年度から5年以内に再公募に付し、事業者の見直しを行う。
設 置 受託者にて設置（本機及び個別電力メーター計器）
経 費 負 担 管理維持費、人件費、光熱水費、消耗品費、公租公課及び飲料用自動販売機設置事業に必要な一切の経費

4. 公募に参加する者に必要な資格

- （1）令和3年4月1日時点において、飲料用自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る）について3年以上の実績を有すること。
- （2）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）国税及び地方税を完納していること。
- （4）経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な事業の履行が確保される者であること。
- （5）社会保険等、次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、該当する制度に加入し、この公募の企画提案書提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会管掌） ③船員保険 ④国民年金
⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

5. 公募要領等の交付場所及び問い合わせ先

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階

神奈川労働局総務部総務課会計第2係 渡邊 真人

※公募要領等は令和3年11月29日（月）～令和3年12月10日（金）までの間、上記の場所にて配布する。

6. 選定方法

評価委員会を開催し、公募参加事業者より提出された企画提案書の評価を行い、事業者を選定する。選定の結果は書面により通知する。各事業者の評価点については、事業者名を伏せた状態で神奈川労働局のホームページに公表する。